

も玄らしむ、

右の圖○圖ある女官服章といふ書の奥書に、寶曆十三年癸未五月廿七日平貞丈とありて、或縉紳家の御本を寫されたるよし也。書中の事どもは室町殿比といふ、貞丈先生の註釋あり、されば、かの寶髻の形狀の一證とすべし、

○按ズルニ、寶髻ノ事ハ、器用部容飾具篇ニ在リ、參看スベシ、

〔歷世女装考三〕兵庫といふ髪の風

今俗にいふ兒^{ちどり}鬚^{まゆ}又は唐子^{からこ}鬚^{まゆ}ともいふを、上古はひさごはなといひ、中昔にはあげまきといへるは、皆男の兒の髪の結風の名なり、女の兒の目ざし、ふりわけ髪、うなゐはなりなどいふは、髪の毛のさまにて結ぶりの名にはあらざる事勿論なり、されば前にいへる寶髻を女の髪の鬚の名の起立とすべし、次に筋^{すじ}鬚^{まゆ}、次に唐輪^{からわ}の名ありしこと前に云へり、さて慶長の末寛永の比にいたり、唐輪一變して兵庫といふ鬚の名あり、状は圖をみて玄るべし、此鬚は攝津國兵庫の遊女より始ひはじめたる鬚なり、寛永八年板の俳書、犬子集、前句重頼、兵庫の者よたゞごめんなれ附句けがをしてゆく女房の髪の曲、又慶安元年板峯續集、正信句姫にほし聞ば兵庫よ泊り船附句名に結びたる青柳の髪、又婦人養草^{貞享三年板、儒者藤井瀬齋翁作}、卷一、當時貞享二年をひけるか髪のゆひやうの名を島田兵庫などいふは、遊女の在る所の名をかりていふなりとぞとあり、此兵庫鬚寛永の比ひより盛にして、およそ六十年ばかりの間、都も鄙も中人以下の女はみなゆひたる鬚なれば、其事の書見いと多し、抄錄にはとゞめあれど、うるさければ不引けだし吉原大全といふ書に、明和五年板、卷の三、元葭原の比兵庫屋といふ遊女屋より起りたる髪の風とあるは、兵庫の遊女屋妓をつれて、江戸へ下りて妓樓をひらきたる比、其妓の髪の風、它的妓にもうつりしならんさて此結ひ風、元祿にいたりては、島田勝山の二風にへされて、稍々すたれしとみえて、元祿八年板大坂人俳諧師伊原西鶴が作、俗つ